



(東) 寄寧 × ×

煩悶記 / 藤村操・岩本無縫編
也奈義書房 明治40年

労働詩集・どん底で歌ふ /
根本正吉・伊藤翁敬共著
日本評論社 大正9年

朝鮮詩集・土壌に描く / 内野健児
耕人社 大正12年

蟹工船 / 小林多喜二
戦旗社 昭和4年

麵麴の略取 / 幸徳秋水 (訳)
平民社 明治42年

絵むい美術とレアリズムの図説
国際書院 昭和8年

ナッポ傑作集 / 貴司山治・江口漢編
改造社 昭和6年

詩集・青狐 / 火野葦平
六興商会 昭和18年

笛 / 小山内薫
春陽堂 明治43年

賣文集 / 堺利彦
丙午出版社 明治45年

ゆい哀史 / 細井和喜藏
改造社 大正14年

光を掲ぐる者 / 荒畑寒村
事業文芸社 大正15年

大本零史 / 岩田久太郎
第一声社 昭和6年

白衣作業 / 中本たか子
六藝社 昭和13年

鳴呼賣淫國 / 正岡藝陽
翰声社 明治35年

歌集・みたみわれ / 影山正治
ぐろりあ・そさえて 昭和16年

ゴー・ストップ / 貴司山治
中央評論社 昭和5年

鎌からの抗争 / 萩原朔太郎
白水社 昭和12年

轉形期の人々 / 小林多喜二
改造社 昭和8年

平賀源内全集 (上下) / 入田整三編
中文館 昭和10年

権取に耽る人々 / 高津正道
大鳳閣書房 昭和6年

蒙御免

横網

大関

関脇

小結

前頭
筆頭

前頭
二枚目

前頭
三枚目

前頭
四枚目

前頭
五枚目

前頭
六枚目

前頭
七枚目

前頭
八枚目

前頭
九枚目

前頭
十枚目

前頭
十一枚目

前頭
十二枚目

前頭
十三枚目

前頭
十四枚目

前頭
十五枚目

前頭
十六枚目

前頭
十七枚目

(西) 風俗 × ×

蜘蛛男 / 江戸川乱歩
大日本雄弁会講談社 昭和5年

戀愛文學 / 青柳有美
春陽堂 明治33年

変態序文集 / 斎藤昌三編
文藝資料研究会 昭和2年 ☆

猥褻座談録 / 宮武外骨
大正14年 ☆

人類秘事考 / 佐藤紅霞
文藝資料研究会 昭和4年

不謹慎な寶石 / 駒宮館主人 (訳)
国際文献刊行会 昭和4年

イヴォンヌ / 西谷操 (訳)
書局製南 昭和4年

吹雪物語 / 坂口安吾
竹村書房 昭和13年

毒君の告白 / 宮崎湖處子
今古堂 明治42年

燈影 / 田山花袋
春陽堂 大正7年

男犯 / 武野藤介
文藝日本社 大正14年

神を討るもの / 飯田翠
文武堂 昭和2年

手袋 / 東郷青児
昭森社 昭和11年

奇蹟の處女 / 大下宇陀児
黒白書房 昭和10年

廊下本 (松竹梅) / 中村長次郎
東京興信報社 昭和11年

駒鳥の死 / 木村幹
云陽堂 大正8年

沃土 / 和田傳
砂多屋書房 昭和12年

娼婦と暮して一ヶ月 / 松尾邦久助 (訳)
翰時代社 昭和5年

戀の前科者 / 芳川起
文明堂書店 大正9年

散柳窓の榮 / 永井荷風
初山書店 大正3年

東西娼婦考 / 川端男勇・米田祐太郎
文久社 昭和3年

悪徳の栄え (正統) / 遊澤龍彦 (訳)
現代思潮社 昭和34年



6月5日(火)～7月22日(日)
【休館日 6月29日(金)】

明治大学中央図書館1Fギャラリー
(駿河台キャンパス・リバティタワー 1F)

主催：明治大学中央図書館

第44回明治大学中央図書館ギャラリー企画展示 「城市郎文庫展―出版検閲と発禁本」 開催にあたって

明治大学図書館は、2011年に城市郎氏から発禁本を中心とする約7,000点におよぶ貴重な蔵書を寄贈していただきました。

城市郎氏は、大正11（1922）年に生まれ2012年1月に90歳とされましたが、発禁本を中心とした希少な書物の蒐集に長年月を捧げられてこられました。近代出版史のみならず、社会史、文芸史等の研究において有用このうえない、貴重かつ膨大なこの個人コレクションの行く末をひそかに心配する声もあったと聞いております。

あらためて言うまでもなく、永年にわたる資料蒐集と多彩・旺盛な執筆活動により発禁本蒐集家としての「城市郎」の名は書物の世界では夙に有名です。さらに、明治大学米沢嘉博記念図書館に名を冠した故米沢嘉博（よねざわ・よしひろ）構成の労作、別冊太陽『発禁本Ⅰ―明治・大正・昭和・平成』（1999）、『発禁本Ⅱ―地下本の世界』（2001）、『発禁本Ⅲ―主義・趣味・宗教』（2002）、および『城市郎の発禁本人生』（2003）の4冊の刊行によって、氏の蔵書が存在が社会的に一層広く知られることになりました。

この貴重なコレクションの散逸を防ぎ、かつ広く利用・研究に供するための目録作業は、今春ようやく緒についたばかりですが、本学図書館の使命を深く心に刻むとともに、本展示に寄せていただいた城市郎氏の「発禁本蒐集家の夢」の一助ともなるよう、ここに「城市郎文庫展―出版検閲と発禁本―」と題して、その一部を初公開することといたします。展示資料の選定・調査においていたらない点多々ございますが、こうして早期に展示・公開を可能ならしめたのは、発禁本一冊一冊に付された城氏の丁寧なメモと別冊太陽シリーズの存在のおかげであることを申し添えておきます。

整理作業終了後、本コレクションは今春オープンした新和泉図書館の書庫内に「城市郎文庫」として順次収蔵・公開し、広く調査・研究に供していく所存です。また、全蔵書の目録作業終了時には、「城市郎文庫目録―発禁本蒐集家の夢―」（仮題）として冊子体目録を刊行する計画もあります。

戦前期の出版法、新聞紙法にもとづく内務省の検閲によって、発禁・押収・分割還付・削除等の処分を受けた新聞・雑誌や図書の点数は膨大なものになります。現時点で、城市郎氏旧蔵書中に占める発禁本および非合法出版物の数は、優に1500点を越えると推定されます。城氏が蒐集した発禁本は、個人コレクションとして他に類を見ない最大級のものといえましょう。

本展示において、安寧禁止・風俗禁止等の処分を受けた多数の「発禁本」の実物をご覧いただき、日本の出版検閲の歴史を振り返ると共に、私たちをとりまく現代のメディアについてあらためて考える機会ともなれば幸いです。最後になりますが、城市郎氏のご健康をお祈りすると共に、貴重な蔵書の御寄贈に対し、心からお礼を申しあげます。

明治大学図書館

発禁本 蒐集家の夢

城市郎



私は今年（2012年）、^{よわい}齢90に達しました。そして、十代の頃からはじまった私の [発禁本人生]（発禁本を主とした古書蒐集）も七十年を超えました。

この間に蒐集した発禁本のコレクションは、関連文献を含めると、どのくらいの数になるか見当もつきません。苦勞して手に入れたものが多く、一冊一冊に思い出があり、愛着の深いものばかりです。いまでは世に一冊しか現存しないものも少なからずまじっています。

なんの後ろ盾もない一介の市井人のコレクションとしては人後に落ちないとおもいますが、どこまでいっても切りがなく、完璧を期しがたいのが、この道のさだめです。

医者からも匙を投げられる闘病暮らしをつづけながら、命のあるかぎり発禁本尋ね求めていると、意気込みだけは盛んにやってきましたが、体がついてゆけなくなりました。

そうになると、案じられるのがコレクションの行く末です。せっかく集めた貴重な本も、さきざき散逸することにでもなれば、二度とふたたび集めることは不可能でしょう。

コレクションを散逸させることなく後世に残し伝えるにはどうしたらいいかと思い悩まない日はありませんでした。

そこへ、このたび、ご縁があり、また、多くの方々のご尽力で、明治大学図書館において私のコレクションを一括して受け入れ、維持管理し、公開していただけることになりました。

願ってもない幸せ、これにまさる喜びはありません。

英文学・書誌学の泰斗寿岳文章先生は、半世紀も前に、発禁本図書館の設立を提唱されました。その後、書物研究の大家である庄司浅水先生から、[ねがわくは、城市郎氏の禁止本コレクションを、いよいよ充実せられるとともに、禁止本書目の集大成を期せられ、ゆくゆくは「発禁本図書館」の開設にまですすまれることを祈ってやまない。]と励ましの言葉をいただきました。両先生の言葉を私はかたときも忘れたことはありません。お二人の言葉を肝に銘じて、今日まで発禁本蒐集をつづけてきました。

時流に抗い、抹殺され、埋没した受難本の探索に、ひたすら執念を燃やしつづけてきた私の夢は、せっかく集めた貴重な本の数々が、後世の人々に有効に活用されること―その究極のかたちとしての発禁本図書館の設立です。

この日本に発禁本図書館ができる日を私は待ち望んでいます。私のコレクションが発禁本図書館の礎になれば望外の幸せです。

本は、すべていとおしい―― 城市郎さんのこと

鈴木 敏文（評論家）

以前、某書店の古書目録に載っていた本を抽選で運よく手に入れたときのこと。購入申込者のなかに城市郎の名前があったので驚いた。驚いたのは、城さんがその本を何冊か所蔵しているのを知っていたからである。己が得心するまで何冊でも購入する―それが城さんの流儀なのだ。

蒐集の対象は発禁本にかぎらない。発禁にはならなかったが珍しい本、希少な本から、絵画、書簡、原稿、色紙、絵葉書、カタログ、チラシ、官報、地図など、ありとあらゆるものに及んでいる。

入手した本は汚れを拭き取り、日に焼けないように一冊一冊パラフィン紙をかける。根気の要る作業だが、そうしていると、次はどんな本に出会えるかと、楽しみとファイトが湧いてくるのだという。

入手した本を死蔵する気持ちは皆無で、棚に並べて自己満足するなど、もってのほか。蒐集したものは必ず活用する。そうすることで古書に新たな命が宿るからだ。

「徹底的に、出典から、出てからどうなって、どういうふうに報告されたか…それが正しいかどうかなどもきちんと調べたい」と、城さんは語っている。そうして調べ終えた本に、覚え書きや関連資料を挟み込んでおく。

発禁本＝エロ本という誤解をうけることがあっても、エロ本を差別する気はない。下手物（げてももの）よばわりされるようなものでも、あらゆる類（たぐい）の本が宝であり、いとおしく感じられてならないのだ。

書物に懸想し、己の選んだ道を真一文字に突き進んできた。社交範囲は広くはないが、人嫌いではない。温和で篤実な人柄だ。

腹部に凄まじい手術の傷跡を刻んで、なお入退院を繰り返している城さんは、それでも、賢妻喜久子夫人の助けをかりながら、未見の発禁本を求めて古書目録をたぐりつづけている。



パラフィン紙のカバーに調査結果のメモを書き込んだ城氏の発禁本コレクション

城市郎年譜

『城市郎の発禁本人生』（別冊太陽）（2003）、『発禁本・秘本・珍本―城市郎コレクション』（河出文庫）（2009）から抜粋

西暦（元号）	年齢	本人事項	発禁関連事項
1922（大正11）年		1月2日、仙台に生まれる。父は元海軍士官・警察官。	
1925（大正14）年	3歳	6月、上京。	9月、小林多喜二『蟹工船』安寧秩序妨害の咎で摘発。
1929（昭和4）年	7歳		2月、美濃部達吉『憲法叢要』安寧秩序妨害罪で発禁。
1934（昭和9）年	12歳	3月、東京汐見尋常小学校尋常科卒業。	6月、東郷青児『手袋』偏情描写の咎で摘発。
1935（昭和10）年	13歳		7月、オットオ・ブラアケ『マルキ・ド・サド』淫虐記事のため発禁。
1936（昭和11）年	14歳	3月、東京本郷高等学校高等科卒業。 7月、読売新聞社本社に給仕として入社。社長正力松太郎の秘書に抜擢される。	3月、左翼関係文献558点が一括禁止。 8月、織田作之助『青春の逆説』風俗壊乱罪で発禁。
1937（昭和12）年	15歳	4月、東京保善商業学校（夜間部）二年に編入。	7月、尾崎士郎の従軍記『煤煙』著者略歴中に固有部隊名の暴露があるという理由で発禁。
1940（昭和15）年	18歳	12月、読売新聞社退職。	8月15日、火野葦平『陸軍』断裁される。発売禁止的な処分であった。
1941（昭和16）年	19歳	1月、新小岩の古本屋で購入した『明治開化期文学集』『プロレタリア文学集』（ともに1931年、改造社）の二冊が発禁本蒐集のスタート。 3月、東京保善商業学校第五学年卒業。 4月、昭和鉱業株式会社入社、経理課勤務。	12月、北川千代三『H大佐夫人』（『猟奇』第2号）猥褻文書として戦後初の摘発。 GHQの「禁止図書その他の出版物に関する覚書」により、多くの戦時中の出版物が没収された。 取締当局の手が緩み「エロ・グロ」ものの氾濫をみる。
1943（昭和18）年	21歳	2月、山梨県甲府市の歩兵第二九連隊に入隊。中国、ニューギニア警備へ。	8月、金阜山人『四畳半襖の下張』猥褻容疑で摘発。
1945（昭和20）年	23歳	8月、終戦を迎える。	6月26日、『チャタレー夫人の恋人』摘発（1957年に有罪判決）。
1946（昭和21）年	24歳	2月、内地送還復員。 3月、豊島運送株式会社入社、営業部勤務。 10月、豊島自動車工業株式会社に移る。	4月7日、マルキ・ド・サド『統悪徳の栄え』摘発（1969年10月に最高裁で罰金刑確定）。
1948（昭和23）年	26歳	3月、豊島運送株式会社に復帰、総務部に勤務。 この頃より、本格的に発禁本の蒐集を始める。 斎藤昌三の自宅（茅ヶ崎）を訪問。	11月26日、斎藤昌三死去（74歳）。
1950（昭和25）年	28歳		8月、吉田健一訳『ファニー・ヒル』（7月25日発行）摘発。
1958（昭和33）年	36歳	3月、大阪市の塩井喜久子（28歳）と結婚。	
1959（昭和34）年	37歳		
1960（昭和35）年	38歳	4月、『書痴往来終刊号・発禁本往来』（峯村幸造編刊）に、これまでの蒐集と研究結果をまとめた「風思禁本働異鈔」を発表。 8月20日付『図書新聞』566号に、「私の発禁本周遊記・語る人城市郎 六年間に二千冊、筆禍事件の資料作成へ」の記事で紹介される。 9月3日付『図書新聞』568号に「古書界」（第64回より「発禁本周遊記」と改題）というコラムの連載開始。 786号〔1964年12月5日〕まで、全128回に及んだ。	
1961（昭和36）年	39歳	9月10日付『朝日新聞』に「むかしの発禁本」を寄稿。	11月25日、三島由紀夫が割腹自殺する。
1965（昭和40）年	43歳	3月、『発禁本：書物の周辺』（桃源社）刊行。 5月、『週刊漫画TIMES』6月5日号に「禁じられた危険な文章」を掲載。当局から危険すぎるとクレームを受ける。 11月、『続・発禁本「キタ・セクスアリス」から「ファニー・ヒル」まで』（桃源社）刊行。 6月、『禁じられた本：現代“発禁本”のすべて』（桃源社）刊行。 11月、『発売禁止の本』（桃源社）刊行。	5月、高橋鐵死去（63歳）。
1966（昭和41）年	44歳		6月、金阜山人『四畳半襖の下張』（野坂昭如編『面白半分』7月号）摘発。
1967（昭和42）年	45歳	10月、『禁じられた珍本：未公開“発禁本”秘話』（桃源社）刊行。 10月10日～22日、毎日新聞社主催「明治百年展」（東京・新宿伊勢丹）に所蔵本151冊を出品。	
1968（昭和43）年	46歳	5月、『悪書のすずめ』（山王書房）刊行。 12月、『四畳半襖の下張秘話』限定版（東京文献センター）刊行。 室生屋星の発禁本『蒼白き巢窟』の伏字箇所のない完全原稿を入手。1977年に完全復刻版が冬樹社から刊行される。	1月、富島健夫『初夜海』上・下（スポニチ出版、1977年12月刊）、摘発される。猥褻として摘発された最後の文芸作品。
1969（昭和44）年	47歳	2月、『発禁本百年：書物にみる人間の自由』（桃源社）刊行。 7月、『禁書の楽しみ』（桃源社）刊行。	
1970（昭和45）年	48歳	7月、『禁断の書：世界の発禁本コレクション』（評論新社）刊行。	
1971（昭和46）年	49歳	1月、『三島由紀夫の本』（桃源社）刊行。 9月、『初版本：現代文学書百科』（桃源社）刊行。	この頃から再び発禁本の世界が注目されはじめた。
1972（昭和47）年	50歳	野坂昭如編『面白半分』7月号（本年6月摘発）に解説を寄稿したことで警視庁にて調書を取られる。	
1976（昭和51）年	54歳	12月、『発禁本の世界』（スポーツニッポン新聞社出版局）刊行	
1977（昭和52）年	55歳	1月、豊島運送株式会社を辞職。 この頃から、特装限定本・豆本といった趣味本の刊行に力を入れる。以降、1988年までに全18冊の豆本を刊行。	
1978（昭和53）年	56歳	1月、『発禁本の世界』（1976年刊）が、「禁じられた箇所を大幅に引用しすぎる」という理由で摘発。	
1983（昭和58）年	61歳	胆石症、癌の疑いで胆嚢全摘手術、翌年、翌々年にかけて入退院を繰り返す。	
1985（昭和60）年	63歳	10月、『春のある文学史：発禁本による昭和史』（雪華社）刊行。	
1989（平成元）年	67歳	12月、『活字のエロ事師たち』改定増補版（沖積舎）刊行。	
1991（平成3）年	69歳	7月、『発禁本』文庫（福武書店）刊行。 8月、『続・発禁本』文庫（福武書店）刊行。	
1992（平成4）年	70歳	7月、『別冊新文芸読本「性の文学」』（河出書房新社刊）に「好色三代伝奇書」解題」を寄稿。	
1993（平成5）年	71歳	2月、大阪府河内長野市に転居。 2月、『性の発禁本』文庫（河出書房新社）刊行。	
1994（平成6）年	72歳	9月、『性の発禁本2』文庫（河出書房新社）刊行。	
1997（平成9）年	75歳	1月、『性の秘本コレクション』文庫（河出書房新社刊、全20巻）監修。	
1998（平成10）年	76歳	7月、『古書遊覧（別冊太陽）』（米沢嘉博構成、平凡社）の「発禁本」の項を執筆。	
1999（平成11）年	77歳	7月、『発禁本：明治・大正・昭和・平成：城市郎コレクション（別冊太陽）』（構成・米沢嘉博、平凡社）刊行。	
2001（平成13）年	79歳	昨年刊行された『発禁本：明治・大正・昭和・平成：城市郎コレクション（別冊太陽）』が第21回1999年度日本出版学会賞を受賞。 6月、『発禁本Ⅱ：地下本の世界（別冊太陽）』（米沢嘉博構成、平凡社）刊行。	
2002（平成14）年	80歳	2月、『発禁本Ⅲ：主義・趣味・宗教（別冊太陽）』（構成・米沢嘉博、平凡社）刊行。	
2003（平成15）年	81歳	10月、『城市郎の発禁本人生（別冊太陽）』（湯原公浩構成、平凡社）刊行。	
2005（平成17）年	83歳	2月、『性の発禁本3』文庫（河出書房新社）刊行。	
2006（平成18）年	84歳		
2009（平成21）年	87歳	11月、『発禁本・秘本・珍本―城市郎コレクション』文庫（河出書房新社）刊行。	10月、米沢嘉博死去（53歳）。
2011（平成23）年	89歳	明治大学図書館へコレクションを寄贈。	

鈴木敏文氏プロフィール

1933年生まれ。
日本生活心理学会の高橋鐵氏のもとで研鑽を積み、評論家として活動。
城市郎氏とは長く親交をつづけている。

戦前期の出版法規と 検閲の概略

浅岡 邦雄（中京大学文学部）

明治初期から昭和戦前期までの日本では、あらゆる出版物は出版法規により納本が義務づけられ、検閲がおこなわれていたことは知られている。では、いかなる法規が定められ、どのように検閲がおこなわれていたのか、その概略を述べてみよう。

出版法規

出版物にたいする法規として、明治初年から昭和20年9月まで、図書を規制する「出版法」（明治26年以前は「出版条例」）と、基本的に新聞・雑誌を規制する「新聞紙法」（明治42年以前は「新聞紙条例」等）の2つの異なる実定法が制定されていた。これら法規では、納本・検閲に関わる条項は次のように定められている。「出版法」には、

第3条 文書図画ヲ出版スルトキハ、発行ノ日ヨリ到達スベキ日数ヲ除キ、3日前ニ製本2部ヲ添へ内務省ニ届出ベシ

と規定され、図書は発行の3日前に製本2部の納本（同時に出版届も）が義務づけられていた。一方、「新聞紙法」では、

第11条 新聞紙ハ発行ト同時ニ内務省ニ2部、管轄地方官庁、地方裁判所検事局、及区裁判所検事局ニ各1部ヲ納ムベシ

と規定され、新聞・雑誌は発行と同時に5部納本する点が図書と異なる。

検閲による処分の規定は以下のとおり。「出版法」では第19条、

第19条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ、内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁ジ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得

「新聞紙法」では第23条、

第23条 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ、其ノ発売頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得（略）

このように、発売頒布禁止（一般に発禁と呼ばれる）の処分は内務大臣の専権事項である。ほかに、法規に規定されていないにもかかわらず、便宜運用として、削除、分割還付[※]、次版改訂（削除）、記事掲載差し止め、注意処分といった措置がおこなわれた。

※禁止処分で押収されたのち、出版社が願い出て、内務省が許可すれば問題の箇所を削除して戻してもらう措置。

検閲業務の実際

出版取締は明治8年から内務省の所管となり、その後部局は変遷するが、明治26年以降内務省警保局図書課（昭和15年12月以後、検閲課と改称）が担当部署として長く検閲業務をおこなった。図書課にどの程度の人員が配置されていたのか、大正末から昭和12年までの推移を示すと次のとおりである。

大正13年・25名、大正14年・22名、大正15年・24名、昭和2年・24名、昭和3年・61名、昭和4年58名、昭和5年・55名、昭和6年・53名、昭和7年・57名、昭和8年・70名、昭和9年・83名、昭和10年・107名、昭和11年・102名、昭和12年・105名。

ただし、上記すべての課員が検閲業務をおこなっていたわけではなく、実務担当である検閲係の人数は、昭和11年5月末の段階で図書課員102名中39名である。

では、出版物の検閲はどのようになされたのか。図書課には日々大量の出版物が納本されるため、そのつど書類作成などはせず、執務内規にそって検閲官は閲読した図書などの見返し（時には表紙、扉等）に捺印し、必要があればその出版物の概要・コメントを記して上司の事務官（係長）に回付している（ただし、現存の検閲原本をみると、捺印・コメント等のないものが圧倒的に多い）。昭和7年頃までは、検閲官1名で検閲し、上司にまわしていたが、昭和8年以降になると検閲官2名で閲覧していたことが捺印により確認できる（昭和8年以降でも捺印が1名のものもある）。検閲原本には、赤色、青色の傍線や○、×やチェックなどが書き込まれているものもある。検閲の結果、検閲官がなんらかの処分が必要と判断すると、「禁止可然哉」（禁止しかるべきや）、「削除可然哉」などの伺いを記して事務官に判断を仰いでいる。処分をおこなうかパスさせるかの判断は、おおむね事務官のレベルで決定された。この点について『内務省史』は次のように述べている。

検閲の実務は、それぞれの係で係員によって行われ、大体系長たる事務官が決定した。

もちろん、係長は常時課長以上の上司の意見を体するために、報告や協議は行っていたのであって、独断専行するわけではないが、事務の性格が即決を要するものが多いので、実際は係長中心に運営されていた。

発売頒布禁止の処分が下されると、当該出版物は管轄の警察部によって押収されることになるが、禁止処分の命令が発せられるタイミングによって押収される比率が大きく異なる。場合によっては、押収率が10%以下となることもあった。

大逆事件と言論弾圧

山泉 進（明治大学法学部）

大逆事件は、戦前の刑法第73条の大逆罪に該当する事件である。一般には、幸徳秋水を首謀者として明治天皇あるいは皇太子にたいする暗殺計画があったとして、1911（明治44）年1月18日、大審院において幸徳秋水らの社会主義者24名にたいして死刑判決（2名は有期刑）がなされ、ほぼ1週間後に12名が処刑された（残りの12名は恩赦により無期懲役に減刑）事件をさしている。現在では、桂内閣のもとでの思想弾圧事件として知られている。捜査と裁判は、秘密のうちにすすめられ、事件内容を報道することは戦前、不敬罪や新聞紙法により厳しく制限され、全容は戦後になってはじめて明らかにされてきた。

1893（明治26）年に公布された出版法において、出版とは、「凡ソ機械舎蜜其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス、文書図画ヲ印刷シテ之ヲ発売シ又ハ頒布」することであるとされ（第1条）、発行の3日前には内務省（警察）に製本2部を届け出ることを義務付けられ（第3条）、また、著作者と発行者の連印による出版届を必要とさせた（第5条）。内容に関しては、内務大臣の権限下において、「安寧秩序」を妨害あるいは「風俗」を壊乱すると判断された場合には、発売頒布を禁止し、「刻版」と「印本」を差し押さえることができた（第19条）。刑事罰としては、著作者・発行者・印刷者にたいして2月以上2年以下の軽禁固、また20円以上200円以下の罰金が付加された（第26条）。

明治政府は、1901年5月に届出がなされた社会民主党を治安警察法により結党禁止処分としたように、社会主義者の思想が帝国憲法に規定されている天皇主権をおびやかす恐れがあるとして取締りの対象とした。とりわけ、日露戦争に反対する平民社の機関紙、週刊『平民新

聞』の記事にたいしては、1897年に改正された新聞紙条例の第33条の「社会の秩序」の壊乱、あるいは第32条の「朝憲の紊乱」を理由として発売、頒布の禁止の処分をおこない、また編集、発行、印刷者であった堺利彦・幸徳秋水・西川光次郎らに体罰を科した。いま、出版法第19条により発売頒布の禁止処分を受けた図書をみれば（一覧は『社会主義者沿革（第三）』に掲載）、平民社が結成された1903（明治36）年は、児玉花外の『社会主義詩集』ら2件、1904年1件、1905年4件、1906年は北輝次郎（一輝）の『国体論及び純正社会主義』ら9件、1907年幸徳秋水『平民主義』ら8件、1908年18件、1909年クロボトキン著・平民社訳『麵麴の略取』ら16件、そして大逆事件の年、1910（明治43）年には8月までは15件、そして9月が異常で92件、以後10月1件、12月3件、翌年1～5月は10件と減少していく。

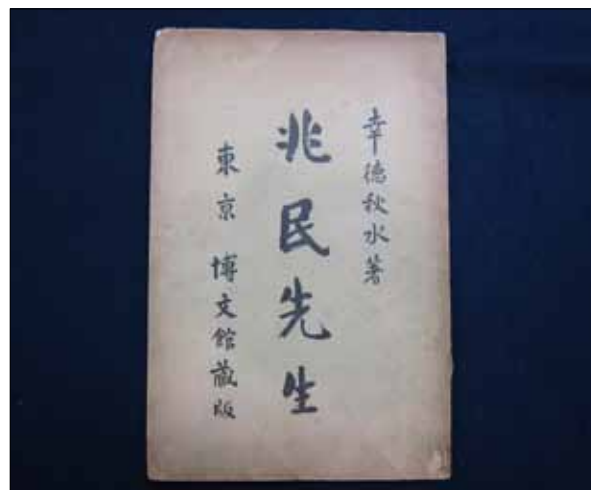
これは、8月上旬に内務省と文部省において、被告たちの多くは読書により社会主義思想を抱くようになったと判断され、社会主義関係の文献が一斉に発禁処分とされたためである。それまでは合法的に出版されていた幸徳秋水の『兆民先生』『社会主義神髓』をはじめとする全著作、また穏健派であった片山潜や田添鉄二、木下尚江らの著作、秋水の友人であった杉村楚人冠の『七花八裂』のような著作までもが発売禁止とされ、また文部省の指令により学校の図書館においても閲覧が禁止された。明治法律学校（明治大学）出身で、大逆事件の弁護人となった平出修は、雑誌『太陽』（1913年9月号）に事件を題材とした小説「逆徒」を掲載、それまで一度も処分を受けたことがなかったこの雑誌への発禁処分に抗議して、翌月号に「発売禁止に就て」を執筆した。



「社会主義神髓」3版 幸徳秋水著
朝報社 1903(明治36)年9月
発売禁止（明治43.9）



「麵麴の略取」 クロボトキン著
平民社訳 平民社 1909(明治42)年1月
明治42年1月29日 前日付発行禁止



「兆民先生」 幸徳秋水著
博文館 1902(明治35)年5月
安寧秩序紊乱により発売禁止（明治43.5）



「七花八裂」 訂正6版 杉村廣太郎著
丙午出版社 1910(明治43)年5月



「平民主義」 幸徳秋水著
隆文館 1907(明治40)年4月
安寧禁止（明治43.9）

弁護士 布施辰治 発行 『法律戦線』の発禁と新聞紙法

中村 正也（明治大学史資料センター研究調査員）

布施辰治(1880－1953年)は宮城県牡鹿郡蛇田村(現・石巻市)の出身。明治法律学校(現・明治大学)卒業後、宇都宮区裁判所の検事代理となるが5ヶ月で辞め、東京で弁護士となる。多くの事件を弁護して名を成すが、1920年に、取扱う事件を①冤罪者の事件、②経済的弱者の事件、③筆禍舌禍の言論犯事件、④無産階級の社会運動を迫害する事件などに制限すると表明。以後、生涯を人権擁護に捧げた。米騒動(1918年)、東京市電ストライキ事件(1920年)、朴烈・金子文子大逆事件(1926年)、松川事件(1949年)などを弁護。台湾に行き二林蔗糖農民組合事件の弁護(1927年)。沖縄に行き沖縄共産党事件の弁護(1931年)。自由法曹団を結成(1921年)。弁護士と同時に普通選挙運動、廃娼運動、借家人同盟の設立、など社会運動家としても活躍する。2004年、日本による植民地統治時代に朝鮮独立運動家の弁護活動に尽力した功績により、韓国政府から建国勲章を授与される。(義烈団事件の弁護などを含め4回朝鮮に行き弁護・講演。)

布施の旧蔵書・裁判記録が明治大学図書館に寄贈されている。このなかに、発売及び頒布禁止(発禁)となった布施と中西伊之助の共書『審くもの審かれるもの』があるが、ここでは、裁判記録をもとに布施自身が被告となった雑誌『法律戦線』の新聞紙法違反事件を紹介する。

新聞・雑誌の発行は新聞紙法の適用をうける。発行にあたって発行人は題号・掲載事項の内容・発行所及び印刷所など8項目を内務大臣に届出なければならない。また、時事を扱う雑誌については保証金(東京は2千円)を収めなければならない。無届で発行すればそれだけで出版刑事犯(罰金・科料)となりうるのである。新聞紙法は出版法よりも厳しい規制条項をもつ治安立法である。

布施は、個人雑誌『生活運動』(借家人同盟の機関紙)と、これを改題した『法律戦線』(表紙に主幹布施辰治とある)を発行した。布施の「彼等の法律で彼らを縛る」(法律を民衆の味方にして闘う)をスローガンにかかげた『法律戦線』は、6巻2号(1927年7月)から9巻9号(1930年11月)まで、4年間で40冊(うち16冊が発禁)を発行し、廃刊となった。

廃刊に追い込まれたのは、8巻12号特集号「共産党事件の法廷闘争と懲戒裁判」などの布施の署名記事が新聞紙法違反に問われ1930年8月に起訴されたことによる。

東京区裁判所検事局検事による公判請求書に記載された、新聞紙法違反の「犯罪事実」の一つを以下に見てみよう。布施の書いた「裁判官が所謂司法権の独立性を完全に失って反動

化し、資本家、地主階級の走狗と化しつつあり、…裁判官が重刑酷罰の量刑を思いままにし得る権限を有するとは云へその権限を或は拡張し或は抑制するところのものは実に彼等と我等との力の関係である」というのが、新聞紙法の「安寧秩序を案」すにあたとされたのである。この記事に掲載した編輯・発行人の佐藤義和も新聞紙法違反で起訴される。布施は同時に共産党事件の獄内被告への手紙の郵便物法違反でも起訴された。

この起訴により雑誌を郵送する第三種郵便物の認可が取り消され、また廃刊直近の5冊が続けて発禁になったため雑誌の販売収入が途絶え、継続して発行する資金がなくなった。

発禁・差押え処分は、掲載されている記事を公表する場を奪うだけでなく、雑誌を発行する資金を枯渇させ、廃刊に追い込む兵糧攻めでもあった。

布施と佐藤は裁判に付され、東京区裁判所で判決(1932年2月)があり、控訴した東京地方裁判所の判決(1932年12月)は、新聞紙法違反で布施が「禁固三月」、佐藤が「禁固一月、三年間執行猶予」であった。布施は大審院に上告したが、上告棄却の判決(1933年3月)により禁固三月の刑が確定し、東京豊多摩刑務所に収監(1933年4月5日～7月20日)された。

入獄したとき、布施は弁護士資格を失っていた。新聞紙法違反事件と同時期に、3・15大阪事件の裁判での言動が弁護士の体面を汚したと牽強府会し、(実際は布施の裁判所に対する思想を裁くため)1929年4月に東京控訴院懲戒裁判所において弁護士懲戒裁判にかけられた。控訴した大審院懲戒裁判所の判決(1932年11月)により「除名」が確定し、弁護士を辞めさせられたのであった。(後に弁護士の資格が復活するが、治安維持法違反で収監され、再度資格を失う。戦後に資格が復活する。)



「審くもの審かれるもの」
中西伊之助 布施辰治著
自然社 1924(大正13)年11月



「法律戦線」 1929(昭和4)年8巻12号
「共産党事件の法廷闘争と懲戒裁判」



「改造」 1928(昭和3)年10月号
「陪審裁判と共産党事件」
削除分割還付(本書無削除)

検閲本のゆくえ

浅岡 邦雄（中京大学文学部）

内務省図書課による検閲業務が終了したあと、納本された出版物はどこに、どのように保管されたのであろうか。図書を中心にその動きを追ってみると、検閲による処分の有無によって、図書の動きに違いがみられる。

処分のなかった図書

内務省に納本された2部の図書のうち、1部が検閲業務に使用され（正本）、他の1部（副本）は当時の帝国図書館（現国立国会図書館）に交付された（内務省交付本）。この「内務省交付本」が、国立国会図書館蔵書の大きな基盤となっている。検閲原本である「正本」は内務省の書庫に保管されていたが（関東大震災以前のは同震災で焼失）、昭和12年に当時東京の主要市立図書館であった日比谷、駿河台（現千代田図書館）、京橋、深川の4館に寄託された。これを「内務省委託本」と称している。戦災で焼けた日比谷図書館を除く3館には、現在でも「内務省委託本」が残されている。

発売禁止処分を受けた図書

一方内務省は、検閲により発売頒布禁止（発売禁止）の処分を下した図書に関して、「正本」は省内の書庫に保管し、副本は帝国図書館に交付せず、すでに交付したものについては返戻させていた。昭和12年、内務省に対する帝国図書館長の要請により、一般の利用に供さないこと、図書館職員にも閲覧させず、館長の責任において厳重に保管するとの条件のもとで、発売禁止の「副本」が遡って帝国図書館に交付されることとなった。この「副本」が「特500」の記号を付されて、現在も国会図書館に所蔵されている（「特500」中、一部例外がある）。

終戦後、GHQは内務省内にあった発売禁止図書をはじめ文書類などを接收して、米国に移管した。それから30年後の昭和51年から、研究者を中心とした同資料の返還運動が政府を動かし、米国の議会図書館や国立文書館に保管されていたこれら資料が日本に返還されることとなった。現在、発売禁止図書を中心とした返還図書は国会図書館に、文書類は国立公文書館に収蔵されている。この時に返還された図書には、「特501」の記号が付されている。

発売禁止処分から押収へ

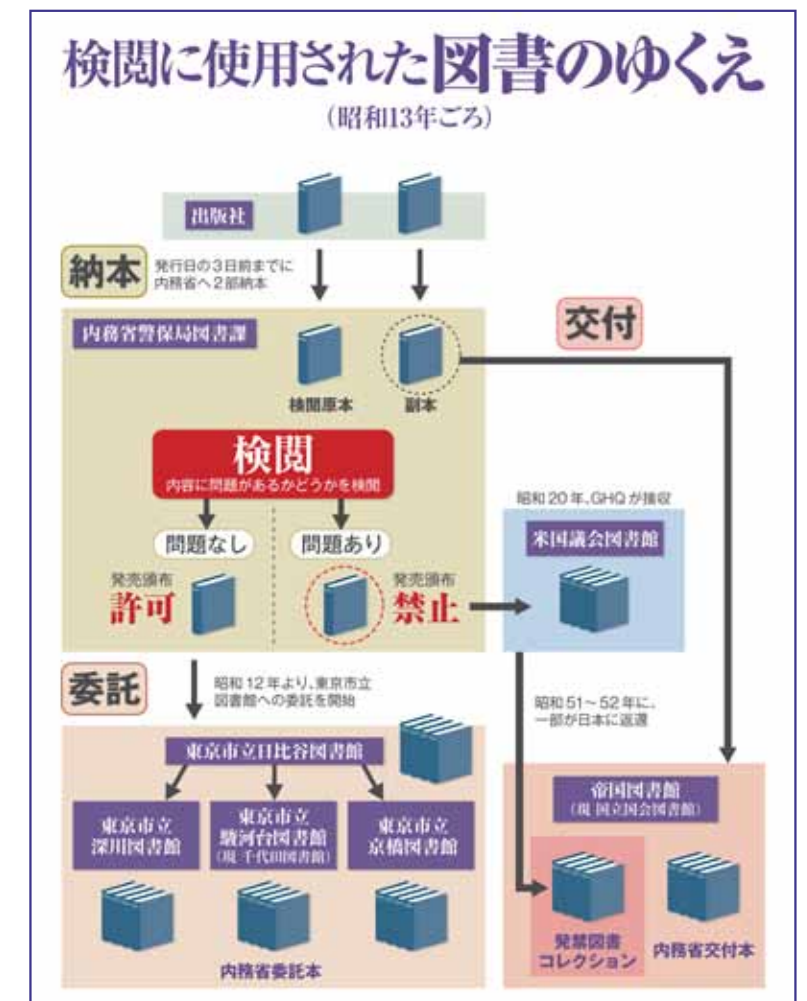
発売禁止の処分が下されると全国の警察部は当該図書の押収をおこなうが、処分発令の時期によって押収できる数量に大きな差異がみられる。図書は「出版法」で定める発行の3日前に納本する義務があったから、市場に流通する以前、まだ印刷所・発行所にある時点で押収することができれば、押収率はほぼ100%に近くなる。だが、ひとたび流通の市場に流れると、押収率はかなり低下する。昭和8年の押収率の具体例を一部示してみよう。

書名	発行部数	押収部数	押収率
小林多喜二全集	2000部	702部	35%
マルクス主義経済学	1203部	275部	23%
史的唯物論教程	1000部	1000部	100%
モル性欲科学大系	1000部	65部	2%
卿斎志異	1200部	137部	11%

（国立公文書館蔵 警視庁検閲課「昭和8年出版警察統計表」より）

このように、発売禁止処分になった図書でも、すべてが押収されたわけではなく、また個人が購入した図書を押収することは法規上認められていなかったから、現在でも古書市場でたまに発売禁止の図書をみることがある。

城市郎氏が長年にわたって蒐集した発売禁止本の多くは、古書店を通じて入手したものであることを氏自身述べているが、警察の押収をくぐり抜けていった禁止本も少なくないのである。



【千代田図書館作成】

城市郎 著作リスト

著書（単行本）			
書名	出版社	出版年	
1 発禁本：書物の周辺 （桃源選書）	桃源社	1965.3	
2 発禁本（桃源選書 特装、限定出版五十部）	桃源社	1965.3	
3 続・発禁本：「キタ・セクスアリス」から「ファニー・ヒル」まで（桃源選書）	桃源社	1965.11	
4 続・発禁本（桃源選書 特装、限定出版五十部）	桃源社	1966.2	
5 禁じられた本：現代“発禁本”のすべて （ポピュラー・ブックス）	桃源社	1966.6	
6 発禁禁止の本 （ポピュラー・ブックス）	桃源社	1966.11	
7 禁じられた珍本：未公開“発禁本”秘話 （ポピュラー・ブックス）	桃源社	1967.10	
8 悪書のすすめ	山王書房	1968.5	
9 四畳半襖の下張秘話 （限定版）	東京文献センター	1968.12	
10 発禁本百年：書物にみる人間の自由 （桃源選書）	桃源社	1969.2	
11 禁書の楽しみ（ポピュラー・ブックス）	桃源社	1969.7	
12 禁断の書：世界の発禁本コレクション（カメノコ・ブックス）	評論新社	1970.7	
13 三島由紀夫の本：「花ざかりの森」から「天人五衰」まで （桃源選書）	桃源社	1971.1	
14 初版本：現代文学書百科 （桃源選書）	桃源社	1971.9	
15 発禁本：書物の周辺 （桃源社新書）	桃源社	1976.5	
16 発禁本の世界	スポーツニッポン新聞社出版局	1976.12	
17 禁断の書（改訂新装版）	新評社	1977.7	
18 愛書家の哀しみ：水曜荘著作書誌 （限定百部）	[特別私家版]	1981.9	
19 禁書三昧 （限定二百六十三部）	浪速書林	1982.8	
20 春のある文学史：発禁本による昭和史	雪華社	1985.10	
21 発禁本関係蒐集目録：発禁本関係蒐集展(於・ギャラリィ彬)	未来工房	1988.11	
22 活字のエロ事師たち （改訂増補版）	沖積舎	1989.12	
23 活字のエロ事師たち	沖積舎	1990.7	
24 発禁本（福武文庫）	福武書店	1991.7	
25 続・発禁本（福武文庫）	福武書店	1991.8	
26 性の発禁本（河出文庫）	河出書房新社	1993.2	
27 発禁本曼陀羅	河出書房新社	1993.9	
28 性の発禁本2 （河出文庫）	河出書房新社	1994.9	
29 大戦の跡：終戦悲史	[私家版]	2001.3	
30 辺防の礎	[私家版]	2001.11	
31 活字のエロ事師たち	沖積舎	2003.7	
32 定本発禁本：書物とその周辺 （平凡社ライブラリー offシリーズ）	平凡社	2004.4	
33 性の発禁本3 （河出文庫）	河出書房新社	2005.2	
34 発禁本・秘本・珍本：城市郎コレクション （河出文庫）	河出書房新社	2009.11	

著書（豆本）			
書名	出版社	出版年	
1 H氏賞 上・下	緑の笛豆本の会	1977.7	
2 三代発禁ものがたり	浪速書林	1982.10	
3 活字のエロ事師たち（1）梅原北明	雨亭文庫	1984.4	
4 "	(2)久保盛丸 谷村黄石洞	雨亭文庫	1984.6
5 "	(3)佐藤紅霞 付 篠崎兼三 砂山岳紅	雨亭文庫	1984.8
6 "	(4)小倉清三郎 宇佐美不感洞 付 森山太郎	雨亭文庫	1984.10
7 "	(5)小村定吉 足立直郎 道家斉一郎	雨亭文庫	1984.10
8 "	(6)伊藤春雨 吉田健一	雨亭文庫	1984.11
9 "	(7)吹上佐太郎 伏見冲敬	雨亭文庫	1984.11
10 "	(8)丸尾長顕 付 武田繁太郎 木屋太郎	雨亭文庫	1984.12
11 "	(9)宮武外骨 伊藤整 付 大江健三郎	雨亭文庫	1984.12
12 "	(10)伝・小栗風葉 伝・佐藤紅緑 伝・永井荷風	雨亭文庫	1985.1
13 日本好色発禁文芸鈔	パロマ舎	1986.11	
14 翻訳エロチック発禁文芸鈔	パロマ舎	1986.11	
15 発禁本地獄変	未来工房	1987.9	
16 発禁本黙示録	未来工房	1987.12	
17 発禁本曼陀羅	未来工房	1988.2	

雑誌新聞記事、寄稿、連載等			
記事名	収録『誌名』巻号	出版社	出版年
1 風思禁本慟哭鈔	『書痴往来終刊号・発禁本往来』	峯村幸造	1960.4
2 私の発禁本周遊記	『図書新聞』566号	図書新聞社	1960.8.20
3 古書界 [第64回より「発禁本周遊記」]（全128回のコラム）	『図書新聞』568～786号	図書新聞社	1960.9.3～1964.12.5
4 むかしの発禁本	『朝日新聞』第27175号	朝日新聞社	1961.9.10
5 禁じられた危険な文章	『週刊漫画TIMES』六月五日号	芳文社	1965.5
6 発禁本蒐集八千冊 酒、煙草をたって二十年	『日本古書通信』31巻2号	日本古書通信社	1966.2.15
7 三代発禁ものがたり-風俗壊乱の書からワイセツ文書まで（艶笑文学のすべて）	『国文学：解釈と教材の研究』14巻10号	学燈社	1969.7
8 ≪特集 三島由紀夫を探す≫ 三島由紀夫浮外本拾遺	『彷彿月刊』63号	彷彿舎	1990.12
9 「好色三大伝奇書」解題	『別冊新文芸読本「性の文学」』	河出書房新社	1992.7
10 発禁本	『古書遊覧』（別冊太陽）	平凡社	1998.7
11 異彩面談＝発禁本収集家 城市郎氏 世の間に葬り去られた“日陰の存在” 今では供養のつもりで収集を	『東京新聞』1999年8月20日 夕刊	東京新聞社	1999.8
12 発禁本再録「幻のポルノ」を読む 伝・田村泰次郎『有楽町夜景』解説・城市郎 稀観本中の稀観本	『新潮45』	新潮社	1999.9

その他の関連書籍、記事等				
書名、記事名	収録『誌名』	著者等	出版社	出版年
1 性の秘本コレクション 1～20 （河出文庫）		監修・城市郎	河出書房新社	1997.1～2001.1
2 城市郎コレクション：明治・大正・昭和・平成（別冊太陽 発禁本）		構成・米沢嘉博	文・城市郎、米沢嘉博	平凡社
3 古書 ふるぼん探偵団 8 回 城市郎さん 発禁本収集 50 年『東京人』		執筆・花崎真也	都市出版	1999.12
4 地下本の世界（別冊太陽 発禁本Ⅱ）		構成・米沢嘉博	文・城市郎、米沢嘉博	平凡社
5 主義・趣味・宗教（別冊太陽 発禁本Ⅲ）		構成・米沢嘉博	文・城市郎、米沢嘉博	平凡社
6 城市郎の発禁本人生（別冊太陽）		構成・湯原公浩	平凡社	2003.10

城市郎：発禁本コレクション番付（10冊）

行司：久松 健一

一 掲載の書物は城市郎氏の所蔵本（明治大学図書館寄贈）のなかにその存在が確認された書籍であること。雑誌類は含めない。

二 発禁の種類別（窃寧・風俗）により、それを東・西に分類したが、両者重複して発禁の処分を受けた文献は東に選り分けた。ただし、猥雑本（エロ本）の類は資料的な価値を見出しにくく、行司の力不足もあって、コレクション中の「珍本」であってもこれを積極的にには採用しない。

三 発禁本の歴史への貢献度・知名度を斟酌しつつも、現在、それなりに古書価が高い本であること（これもひとつの価値基準）を勘案した順とした。ただし、記載した価格は完本・美本を前提とする。なお、一部、古書価がそれほど高いとは思われない（あるいは、判別できない）書物でも、発禁本として「珍」との判断により、この番付に載せた例がある。その意味では行司の恣意的な判断が介在している。御寛容を願いたい。

四 番付だけではその価値が見えにくい文献も多々あるかどうかと考え、要らぬ世話を覚悟で簡略な解説を附した。

参考文献

①『（別冊太陽）発禁本』『発禁本Ⅱ』『発禁本Ⅲ』（平凡社）

②『発禁本・秘本・珍本 ―城市郎コレクション―』（河出い文庫）

③『禁書三昧』（浪速書林）

④『浪速書林古書目録（第十号） ―発禁本とその周辺探察―』

＊文献④は、日本古書通信社の樽見博さんのご好意により拝借させていただいた。

第44回明治大学中央図書館ギャラリー企画展示 城市郎文庫展―出版検閲と発禁本

執筆者（掲載順）

鈴木 敏文（評論家）

浅岡 邦雄（中京大学文学部）

山泉 進（明治大学法学部）

中村 正也（明治大学史資料センター研究調査員）

久松 健一（明治大学商学部）

編集：鈴木秀子、宮澤順子、吉田千草、梅田順一、仲山加奈子、永田由香里、桑原理恵

協力：福島紀幸

資料提供：浅岡邦雄、山泉進、千代田図書館

発行：明治大学図書館（東京都千代田区神田駿河台 1-1）

発行日：2012 年 6 月 5 日